

# 運営規程

訪問看護ステーションすすむ

## 第1条

- 1 医療法人山秀会が開設する(介護予防)訪問看護事業所(訪問看護ステーションすすむ)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

## 第2条(事業の目的)

- 1 家庭において介護が必要な老人(介護保険下においては要介護状態または要支援状態にある者)(以下「要支援者等」という)に対し、適正な(介護予防)訪問看護を提供することを目的とする。

## 第3条(運営の方針)

- 1 事業所の従業者は、要支援者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。住み慣れた家庭や地域を拠点とし、障害や疾病をもちながら療養生活が継続できるように具体的な看護を提供する。
- 2 (介護予防)訪問看護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係地区町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

## 第4条(名称及び所在地)

事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 訪問看護ステーションすすむ
- 2 所在地 高知県高岡郡越知町越知甲 2107 番地 1

## 第5条(従業者の職種、員数)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1人(常勤 看護師)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも(介護予防)訪問看護の提供にあたる。
- 2 従業員  
1) 看護職員 2.5人以上

2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

## 第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1 営業日：月曜日～金曜日

休業日：土曜日、日曜日、12月31日～1月3日

2 営業時間：午前8時30分～午後5時

3 電話などにより24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 第7条（(介護予防)訪問看護の内容）

(介護予防)訪問看護の内容は次の通りとする。

1 病気やケガ等により寝たきりであったり、寝たきりになる恐れのある方、認知症状のある方が自宅で快適な療養生活が送れるよう、かかりつけの医師の指示書によって看護師や理学療法士等がサービスを提供する。具体的には以下の内容とする。

病状観察

- ① 入浴、清拭、洗髪による清潔保持
- ② 食事、排泄などの日常生活のお世話
- ③ 褥瘡や創傷の予防及び処置
- ④ リハビリテーション
- ⑤ ターミナルケア（終末期のお世話）
- ⑥ 療養生活や介護方法の助言
- ⑦ カテーテルの交換及び管理
- ⑧ 在宅における相談

## 第8条（通常の事業の実施地域）

1 越知町 佐川町 日高村 仁淀川町

## 第9条（利用料及び利用者負担）

1 (介護予防)訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法的代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から2kmまでを基本料金130円(以降2km毎に20円増)を徴収

する。

3 死後の処置料は 11,000 円とし、処置材料費は別途実費とする。

#### 第 10 条（サービス利用にあたっての留意事項）

1 サービスの利用にあたっては、利用申込者またはその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者申込者の同意を得る。

#### 第 11 条（緊急時における対応方法）

- 1 24 時間連絡体制であるため、利用者には緊急時の連絡方法を十分に説明しておく。
- 2 利用者から緊急連絡があった場合、看護師は状況により緊急訪問あるいは、主治医へ相談または緊急に病院受診を勧めるかを判断する。
- 3 緊急病院受診の場合は、主治医あるいは病院にあらかじめ連絡しておく。

#### 第 12 条（利用者の権利）

1 全ての利用者は平等に看護を受ける権利を有し、その利用者の個別の状況やニーズに応じた(介護予防)訪問看護サービスを受けることができる。サービス提供にあたっては国籍・人種・民族・宗教・性別及び社会的地位などの理由により、差別をせず平等な看護サービスを提供する。また、従業者は利用者の習慣、態度、思想についてもこれを尊重し、受け止める姿勢を持つ。

#### 第 13 条（事故発生時の対応）

1 利用者に対しサービス提供により事故が発生した場合、速やかに家族及び主治医に連絡を行うと共に適切な処置を行う。また、市町村に連絡をする。賠償をすべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。

#### 第 14 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
  - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的  
に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
  - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 1 回以上実施する。
  - ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とする。

#### 第 15 条（その他運営に関する留意事項）

- 1 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
  - ① 医療法人山秀会開催の研修会への参加

## ② 施設外研修会への参加

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人山秀会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則) この規程は、令和7年12月1日から施行する。